

1. 専門研究会の名称

水晶体の線量限度に関する専門研究会

2. 設置趣旨

2011年4月にICRPが水晶体の組織等価線量に関する新しい線量限度を示した後、ICRPでは組織反応に関するICRP声明についてのPublication 118を発刊、ICRU、ISO/IEC、IAEA等では、この声明を踏まえ、新しい水晶体の等価線量限度の導入に向けた検討が進められてきた。

ICRP/ICRUでは水晶体の線量評価法について、ISO/IECでは水晶体の線量測定法について現在も検討が進められている。一方、IAEAでは、2013年12月に各国でのICRPの新線量限度を取り入れる際の技術的要件がTECDOC-1731としてまとめられるとともに、2014年7月に発刊された最新の国際基本安全基準(BSS)に、この新しい水晶体の等価線量限度が示された。英国公衆衛生庁(PHE)は、すでに2012年にはこの線量限度に同意しており、2013年12月には、欧州原子力共同体(Euratom)が加盟国に対して、法令化を求めるDirective 2013/59/Euratomを出している。その他、最近になってMELODI (Multidisciplinary European Low Dose Initiative) のOPERRA (Open Project for European Radiation Research Area) において、欧州(14か国)の心血管IVR従事者の放射線誘発白内障に関する疫学調査のとりまとめを行うとした。

米国のNCRPでも、単位の変更やICRP 2007年勧告の取り入れ等を検討するとともに、SC 1-23: Guidance on Radiation Dose Limits for the Lens of the Eyeにおいて、白内障に対する線量応答に関する最新の研究・知見について、評価、取りまとめを進めている。

本学会では、2013年4月に「水晶体の放射線防護に関する専門研究会」を設置し、ICRPの新しい水晶体の等価線量限度の科学根拠、国内外での関連組織・機関の動向を調査するとともに、わが国における医療、原子力関連施設、さらには福島事故等における水晶体の線量管理・防護の現状を調査・とりまとめを行ってきた。

一方、わが国では、東電福島事故以降、国内法令へのICRP 2007年勧告の取り入れに関する検討も進んでいない。これが本格的に再開されれば、今後、国としても水晶体の等価線量限度に関する検討も開始される可能性がある。

このような現状を踏まえると、(1) これまでにとりまとめたわが国の水晶体被ばく線量、放射線管理・防護の現状及びその考え方等を海外に広く発信する、(2) 国内外において進展中の水晶体の放射線影響、防護に関する情報を継続して収集することにより、水晶体の放射線防護に関する基礎・基盤を整備しておくことの必要性は極めて高い。

以上の理由により、本専門研究会の設置を提案する。

3. 計画の概要

専門研究会では、年4回程度の会合を開催し、以下の項目について検討する。

- ・水晶体の放射線防護に関する専門研究会でこれまでにまとめたわが国の水晶体被ばく、管理・防護の現状及びその考え方について海外への情報発信内容(IRPAや海外の学会誌等)について

- ・国内及び国際動向(ICRU、ISO、IRPA、NCRP、MELODI等)に関する情報収集

など

必要に応じて会員以外にも、国内外の現状を知る関係者から意見を聴取する。検討内容及び意見聴取内容については、随時見直し、追加を行うこととする。

4. 予算

委員会開催費（交通費、資料印刷費等）	平成 27 年度	20 万円
	平成 28 年度	20 万円

5. 専門研究会員名

主査：赤羽恵一（放射線医学総合研究所）

幹事：横山須美（藤田保健衛生大学）

専門研究会員：

伊知地猛（電力中央研究所、企画委員会）

大野和子（京都医療科学大学）

大口裕之（株式会社千代田テクノル）

黒澤忠弘（産業技術総合研究所）

立崎英夫（放射線医学総合研究所）

辻村憲雄（日本原子力研究開発機構）

浜田信行（電力中央研究所）

林田敏幸（東京電力株式会社）

堀田 豊（日本原燃株式会社）

オブザーバー：

岩井 敏（原子力安全推進協会）

7. 設置予定期間

平成 27 年度から平成 28 年度（2 年間）